

精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳は、精神障害者が自立して質の高い生活を送ることができるよう他の障害者と同様の手帳を設け、社会復帰及び自立、社会参加の促進を図ることを目的とした制度です。

1 交付の対象者

精神疾患を有する方のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活又は社会生活への制限を受けている方が対象となります。

ただし、知的障害者の方は、療育手帳制度の対象になります。

2 障害の程度

1級	精神障害があつて身の回りのことがほとんどできないか、日常生活に著しい制限を受けており常時援助を必要とする程度の方
2級	精神障害があつて日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする程度の方
3級	精神障害があつて日常生活または社会生活に一定の制限を受けている方

3 申請の手続き

申請窓口：居住地の市町村（施設入所者は入所前の住所地の市町村）

（申請は、家族、医療機関職員等が代行することもできます。）

必要書類：① 障害者手帳申請書

② 写真（縦4cm×横3cm、脱帽して上半身を写したもので、手帳の申請時から1年以内に撮影したもの）

③ 次のア、イ、ウの書類のいずれか1組

ア 医師の診断書（精神障害者保健福祉手帳用）（精神障害に係る初診日から6か月を経過した日以後のもの）

イ 障害年金の年金証書（精神障害を支給事由とするもの）の写し
直近の年金振込（支払）通知書の写し
年金事務所等への照会同意書

ウ 特別障害給付金受給資格者証（精神障害を支給事由とするもの）の写し
直近の国庫金振込通知書（国庫金送金通知書）の写し
年金事務所等への照会同意書

④ 個人番号（マイナンバー）に係る書類

ア 番号確認書類 次のいずれか1つ、個人番号（マイナンバー）が確認できる書類

(ア) 個人番号カード

(イ) 通知カード

(ウ) 個人番号が記載された住民票等

イ 身元確認書類

次のいずれか1つ、本人が確認できる「写真付き身分証明書等」

(1) 個人番号カード

(2) 運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者福祉手帳、在留カード等

(3) 官公署等から発行・発給された写真付き身分証明書等

写真付き身分証明書等を有していない場合は、次のいずれか2つ、本人が確認できる書類

(1) 公的医療保険の被保険者証、国民年金手帳、児童扶養手当証書等

(2) 官公署等から発行・発給された書類等

4 有効期間

交付の日から2年間（2年ごとに更新手続きが必要です。更新の申請は手帳の有効期間の3か月前から行えます。）